

青山黒沢甲斐哲安文書

『覚 岩井戸井手〆…』②

米水津古文書解読会

(故) 井上 安徳

児玉 潤子・菅野 隆光

浜田 平士・三股 廣喜

吉田 勝重・吉田齊次郎

【翻刻】 (「直翌日…」より終わりまで)

一、直翌日ふし川村の岡谷迄衆不殘立合右私ⁱⁱ

杉植附候中二松植込私山中迄も松植山添右寄も

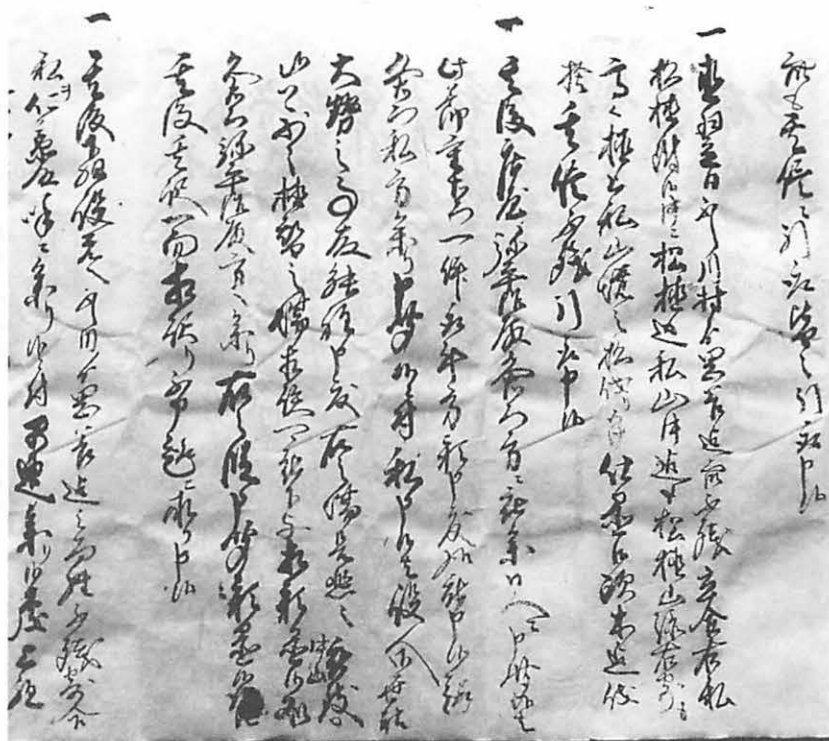
高く植上私山境之杉伐りかけ仕置候次(ママ)木迄伐

捨其儘不殘引取申候

一、其後庄屋弥平治殿久右衛門方二被参同人二申聞候者ⁱⁱⁱ

此節重右衛門一件取計方願申度様被申候趣

久右衛門私方参り申聞候二付私申候者役人御世話



大勢之事故能程申度右之場是悲二被致

候ハハ少々植替之場相談可被下与相願置候処

久右衛門弥平治殿方へ参り右之段申願置候得共

其後其訳一向相訳り不申趣二承り申候

庄屋弥平殿山行帳面持参二而被申候者此帳二
 さいふち谷二左様山相見不申候八歩之處不残
 文左衛門帳面二引受有候与被申文左衛門倅弥重郎
 申候者山者不残我山二成り杉植候得ハ我植場所
 与被申藤九郎太郎右衛門申候者貴様文左衛門山ヲ半分
 ぬ春み杉迄植取込存ねん与被申其外口々二悪云

一、其後下組役元へふし川分岡谷迄之百姓不残寄合
 私ヲ仁兵衛殿呼二参り候二付早速参り候處上組
 庄屋弥平殿山行帳面持参二而被申候者此帳二
 さいふち谷二左様山相見不申候八歩之處不残
 文左衛門帳面二引受有候与被申文左衛門倅弥重郎
 申候者山者不残我山二成り杉植候得ハ我植場所
 与被申藤九郎太郎右衛門申候者貴様文左衛門山ヲ半分
 ぬ春み杉迄植取込存ねん与被申其外口々二悪云

申され候得共私申候者然共此山売渡之
 節分境之儀者體二相訳り有皆々承知之事山
 売候人者老母之事買候人者役人之事八歩
 之山半分買候而不残帳面二引受置此節
 左様被申候者如何之訳哉不承知二存候与段々
 口論仕入組二相成申候儘

一、其後下組役元へふし川分岡谷迄之百姓不残寄合
 私ヲ仁兵衛殿呼二参り候二付早速参り候處上組
 庄屋弥平殿山行帳面持参二而被申候者此帳二
 さいふち谷二左様山相見不申候八歩之處不残
 文左衛門帳面二引受有候与被申文左衛門倅弥重郎
 申候者山者不残我山二成り杉植候得ハ我植場所
 与被申藤九郎太郎右衛門申候者貴様文左衛門山ヲ半分
 ぬ春み杉迄植取込存ねん与被申其外口々二悪云

一、前文之通り文左衛門二壳渡之山八歩不殘同人帳面二入込有候二付又後々被取出候程難義安心候同人
 梓弥重郎私組頭文左衛門方へ申参り候者山々儀御上
 思召次第与御座候處此節思召ヲ以為受
 被下候ハハ難有奉存候
 弘化三年十二月日
 黒沢下組 重右衛門
 進上

弘化三年十二月日
 黒沢下組 重右衛門
 進上
 此通りの書物江頭ニ差出シ大キ口論致候處
 相濟申候以上

一、其後下組役元寄合之節庄屋弥平次殿御取

訳被下候者前之藪見付五歩之処前之通り十右衛門二付

文左衛門山境之儀賣候節之通り同人二付両方

杉松植込之処者井手山いたし左様相心得可申候

其外二存寄無之与被申付候得共此度二度

事故甚心外二奉存候此場所猪鹿渡り二候而

私不被立候ハハ中山之儀も御断申上度楮植込

度旨奉願上候

一、畑ちや不足之儀者以時節ヲ大小御世話可被下様

被仰付候

右之通入組仕候間御内々申上候思召以

御取計奉願上候

一、前文之通り文左衛門二壳渡之山八歩不殘同人帳面二

入込有候二付又後々被取出候程難義安心候同人

梓弥重郎私組頭文左衛門方へ申参り候者山々儀御上

思召次第与御座候處此節思召ヲ以為受

被下候ハハ難有奉存候

弘化三年十二月日

黒沢下組 重右衛門

進上

此通りの書物江頭ニ差出シ大キ口論致候處

相濟申候以上

【読み下し】

一、じき翌日ふし川村より岡ノ谷まで衆残らず立ちあい右私
杉植付候中に松植え込み私山中までも松植山添右寄も
高く植えあげ私山境の杉切りかけ仕り候 次(ついで?)
木まで伐り
捨てそのまま残らず引き申され候

一、その後庄屋弥平次殿久右衛門方に参られ同人に申し聞こ
え候は

この節重右衛門一件取りはからい方願い申したきよう申
され候おもむき

久右衛門私方参り申し聞こえ候につき私申し候は役人お
世話

大勢の事ゆえよき程申したく右の場是悲に致され

候はば少々植え替えの場相談下さるべしと相願い置き候
ところ

久右衛門弥平次殿方へ参り右の段申し聞こえ願い置き候
えども

その後その訳一向相分かり申さぬおもむきに承り申し候

一、その後下組役元へふし川より岡ノ谷までの百姓残らず寄
り合い

私を仁兵衛殿呼びに参り候につき早速参り候ところ上組
庄屋弥平殿山行帳面持参にて申され候はこの帳に
さいふち谷に左様山相見え申さず八歩のところ残らず

文左衛門帳面に受有り候与被申文左衛門倅弥重郎

申し候は山は残らず我山になり杉植え候えわが植え場
所

と申され藤九郎太郎右衛門申し候は貴様文左衛門山を半
分

ぬすみ杉まで植え取り込む存念と申されその他口々に悪
く云い

申され候えども私申し候は 然れども この山売り渡し

節より境の儀は確かに相分かり皆々承知の事山

売り候人は老母の事 買い候人は役人の事八歩

の山半分買ひ候て残らず帳面に引き受け置きこの節

さよう申され候はいかがのわけや不承知に存じ候と段々

口論仕り入組に相成り申し候まま

一、その後下組役元寄り合いの節庄屋弥平次殿お取り

訳くだされ候は前の藪見付五歩のところ前の通り十右衛門につき

文左衛門山境の儀売り候節の通り同人につき両方

杉松植込みのところは井手山いたし、さよう相心得申すべく候

その他に存じ寄りこれなしと申付けられ候えどもこの度

二度

事故はなはだ心外に存じ奉候この場所猪鹿渡りに候て私不被立候ハハ中山の儀もお断り申し上げたく植植込たき旨願ひ上げ奉り候

一、畑ちや不足の儀は以時節をもつて大小お世話くださるべ

きところ仰せ付けられ候

右の通り入り組み仕り候間ご内々申し上げ候思し召しをもつて

お取りはからい願上奉り候

一、前文の通り文左衛門に売渡ししの山八歩残らず同人帳面に

入り込みあり候につきまた後々取り出され候ほど難義安

心候同人

倅弥重郎私組頭文右衛門方へ申し参り候は山之儀は御上思し召し次第とご座候ところ この節 思し召しをもつて受けさせ

下され候はば有難く存じ奉り候

弘化三年十二月日

黒沢下組 重右衛門

進上

この通りの書物江頭に差し出し大き口論致し候ところ
あい済み申し候 以上

【大意】

一、じき翌日ふし川村より岡ノ谷まで皆集まつて右の私が杉を植え付けた中に松を植え込み私の山の中までも松を植え、山添の右よりも高く植えあげ私との山境の杉も切りかけ 次に木まで伐り捨てそのままにして皆引きあげた。

一、その後庄屋弥平次殿が久右衛門方に来て言うことには、

重右衛門の一件は役所に相談願いたい。久右衛門が私方へ来てそう言うので私は「役人にお世話になるには大

勢がかかわる事なので宜しく願ひしたい。右の場是非とも何とか、少々植え替えも相談していただきたい。」と、かさねて願ひした。久右衛門は弥平次殿の方へ参りするように願ひした。その後全くやむやみになった。

一、その後下組役元へふし川より岡ノ谷までの百姓が集まり、私を仁兵衛殿が呼びに来て、早速出向くと、上組の庄屋弥平殿が山に行き帳面を持参して言うには、「この帳には、さいふち谷にそのような山はなく、八歩のところはすべて文左衛門が買い受けたとある。」文左衛門の倅弥重郎が、「山は残らず私の山になり、杉を植えた。自分が植えたのがその場所である。」と言い、藤九郎と太郎右衛門は、「貴様文左衛門は山を半分盗み、杉まで植え、乗っ取る魂胆か。」と言い、その他の者も、口々に悪く云った。私は「しかし、この山売り渡しの際より境は確かにはつきりしており、皆が承知の事であり、売った人は老母の事を、買った人は役人の事を言い、（それぞれの言い分ばかりで）八歩の山半分を買ったと、すべて帳面に書いてあるのに、そのように言うのはどういうことか。不承知である。」と段々、口論となり、争論になった。

一、その後下組役元寄り合いの節庄屋弥平次殿が取りなしされ、前の藪見付五歩のところ前の通り十（重）右衛門の物であり、文左衛門との山境の件は売った時の通り文左衛門のものであり、

杉松植込みのところは井手山として、そのように心得るように。その他は介入しない、と申付けられた。この度二度もあつた事なので、はなはだ心外であるが、この場所には猪鹿が通るところなので私は木を植えられず、楮を植えたいと願ひした。

一畑ちや不足のことは時を見てお世話くださると言われた。右の通り争論となるところご内々に申し上げお思召しでお取りはからい願ひした。

一、前文の通り文左衛門に売渡しの山八歩残らず帳面に記載され、また後々取り沙汰されることがあれば安心である。同人の倅弥重郎が「私の組頭が父文右衛門方へ、山の件は御上の思召し次第だ。」と言ってきた。思召しをもつて扱つて下されれば有難い。

弘化三年十二月日

黒沢下組 重右衛門

進上

この通りの書物江頭に差し出し大きな争論になりそうなどころ、おさまった。以上

【解説】

重右衛門の覚書である。前半では、伏木川から入手した土地に植えた杉について松を植えるように、とか、井手であるので木を植えないように、などのクレームがあり、集落同士総出の口論となった。

下組庄屋弥平治のとりなしで元々は重右衛門の山、買い取った文左衛門分は山八歩と、記載も確認されたので、今後は問題ないであろう、としている。最後に突然、「畑ちや(茶?)」とあるのは今回の争論と直接は関連性は無いであろうと解釈した。

原ノ口奥のさいぶち谷は、青山公民館所蔵の明治二十二年(1889)年製図『青山 字圖』でも判然としなかった。明治八年から西南の役を挟んで十四年まで炭焼の申請に難義したように、官林化したヤマと我々との 距離がさらに離れていくことを感じる。

前号資料 青山黒沢甲斐哲安文書

「覚岩井戸井手より得手一割」の前半を紹介する

